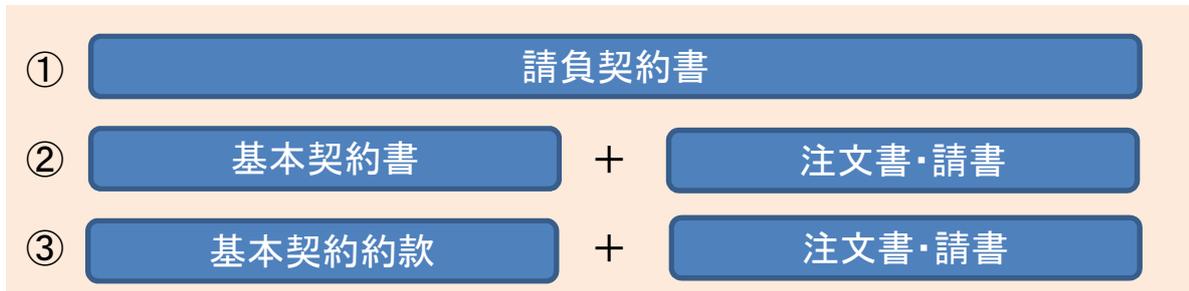


請負契約書の形態

請負契約は、①工事毎の個別請負契約書による場合のほか、②当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体的取引については注文書及び請書の交換による場合、③注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合も認められます。



①工事毎の個別契約による場合

個別契約書には、法第19条第1項各号(前頁の14項目)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付して下さい。

②当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体的取引については注文書及び請書の交換による場合

1. 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号(前頁の14項目)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付して下さい。
2. 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号(前頁の1～3)までに掲げる事項その他必要な事項を記載して下さい。
3. 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記して下さい。
4. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をして下さい。

③注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合

1. 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の基本契約約款を添付又は印刷して下さい。
2. 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号(前頁の14項目)に掲げる事項を記載して下さい。
3. 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割り印を押して下さい。
4. 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号(前頁の1～3)までに掲げる事項その他必要な事項を記載して下さい。
5. 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記して下さい。
6. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をして下さい。

